

第7回平川市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年9月11日(木) 13時56分～14時16分

2 開催場所 平川市役所 4階 大会議室2

3 出席農業委員(17名)

1番委員	今井 由香里	2番委員	今井 文雄	3番委員	駒井 雄多
4番委員	山口 知治	5番委員	大川 哲彌	6番委員	花田 昭二
7番委員	花田 良造	9番委員	齋藤 美也子	10番委員	外川 清孝
11番委員	葛西 松静	12番委員	工藤 守	13番委員	今井 龍美
15番委員	木村 雅栄	16番委員	葛西 雅博	17番委員	古川 榮
18番委員	桑田 久毅	19番委員	高井 美奈子		

4 欠席農業委員(2名)

8番委員	對馬 忠法	14番委員	小山内 知寛		
------	-------	-------	--------	--	--

5 出席農地利用最適化推進委員【調査員】(6名)

平賀-2	阿部 功	平賀-3	小野 哲	平賀-4	齋藤 陽徳
尾上-1	森内 優加利	尾上-2	葛西 均	碓ヶ関	平山 純一

6 欠席農地利用最適化推進委員(2名)

平賀-1	赤平 和総	平賀-5	谷川 一雄		
------	-------	------	-------	--	--

7 出席事務局職員(5名)

事務局長	中畑 高稔	事務局係長	外川 隆子	主査	坂口 由香里
主事	阿保 真心	碓ヶ関支局長補佐	成田 剛		

8 議事日程等

第1 議事録署名者の指名

第2 会期の決定

第3 議案審議

議案第19号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可について

議案第20号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可について

議案第21号 農用地利用集積等促進計画案の作成要請について

報告第15号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第16号 市街化区域内農地の転用届出の受理について

9 会議の概要

あいさつ (省略)

農業委員会憲章
唱和 (委員全
員)

(省略)

【開会 13 時 58 分】

議長 (今井龍
美)

これより、第 7 回総会を開会いたします。
ただ今の出席委員は、19 名中 17 名です。
定足数に達しておりますので会議は成立いたします。
議事録署名者を決定したいと思いますが、議長より指名するこ
とにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、議長より指名いたします。
15 番木村委員、16 番葛西委員の両名にお願いいたします。
次に、会期についてお諮りいたします。
会期を本日 1 日間としたいと思いますが、ご異議ございませ
んか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、会期は本日 1 日間と決定いたします。
議案説明のため、中畑事務局長、成田碇ヶ関支局長補佐、外川
係長、坂口主査、阿保主事の出席を求めました。書記には、成田
碇ヶ関支局長補佐を採用いたします。
それでは議案審議に入ります。
本日の議案は、お手元に配付してある議案第 19 号から第 21 号
の 3 件、ほかに報告が 2 件でございます。
現地調査を担当した委員の方から特に疑問点等がなければ、そ
のまま採決をとりたいと思います。
はじめに、議案第 19 号を議題とし、事務局に説明を求めま
す。

阿保主事

1 ページをご覧ください。

議案第 19 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可について、農地法施行令第 1 条の規定により、許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。

総会資料とは別に配布しております、別添 1：農地法第 3 条調査書と併せて、2 ページをご覧ください。

所有権移転について、33 番から 4 ページの 38 番までは経営拡大、39 番は譲渡人の要望によるものです。

件数は 7 件、面積 22,728 m²、田 14 筆 14,960 m²、畑 8 筆 7,768 m² です。

続いて、6 ページをご覧ください。

賃貸借権設定について、47 番から 7 ページの 49 番までは経営拡大、50 番は再設定、51 番は新規就農によるものです。

件数は 5 件、面積 27,397 m²、田 11 筆 13,916 m²、畑 6 筆 13,481 m² です。

今回、申請のあった案件については、別添 1 のとおり農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

それでは、所有権移転の 33 番から 39 番、賃貸借権設定の 47 番、49 番、51 番について、質疑、ご意見を求めます。

何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

次に、賃貸借権設定の 48 番については、平賀 3 番 小野 推進委員に関する案件ですので、議事参与の制限の規定に準じ、小野推進委員に退席を求めます。

(小野推進委員 退席)

議長

それでは、賃貸借権設定 48 番について、質疑、ご意見を求めます。

	何か、ございませんか。
	(「なし」の声あり)
議長	ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
	(「異議なし」の声あり)
議長	異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。 小野推進委員の入室を許可します。
	(小野推進委員 着席)
議長	次に、賃貸借権設定の 50 番については、4 番 山口委員に関する案件ですので、議事参与の制限の規定に準じ、山口委員に退席を求めます。
	(山口委員 退席)
議長	それでは、賃貸借権設定の 50 番について、質疑、ご意見を求めます。 何か、ございませんか。
16 番 葛西委員	議長、16 番
議長	16 番、葛西委員
16 番 葛西委員	16 番、葛西です。現地調査をしてきたのですが、ここは南田中北細田で 1 筆になっているのですが、真ん中に畦畔があっても 1 筆扱いで良いのかお尋ねしたいです。
事務局長	田んぼの形状と登記の筆というのは必ずしも合っていなくてもよいです。今回の申請地は田んぼ 1 筆に対して畦畔があって、田んぼが 2 つになっていますが、逆に現場が 1 枚の田んぼでも筆が何筆にも分かれている場合があります。 このようにご理解をお願いします。
議長	他に、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。
山口委員の入室を許可します。

(山口委員 着席)

議長

次に、議案第 20 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

外川係長

9 ページをご覧ください。

議案第 20 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可について、農地法第 5 条第 3 項の規定により、許可申請書の提出があったので、審議を求めるものです。

総会資料と別に配布しております、別添 2 農地転用許可基準説明書と合わせて、10 ページをご覧ください。

4 番の申請地は 11 ページのとおり、平川市役所から東へ約 350 m に位置します。土地利用計画は 12 ページのとおり駐車場の造成です。実線部分が今回の申請地で、点線部分は市街化区域のため、後で届出案件として報告します。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

それでは、議案第 20 号について、質疑、ご意見を求めます。

何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

議長

次に、議案第 21 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

坂口主査

13 ページをご覧ください。

議案第 21 号 農用地利用集積等促進計画案の作成要請について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づき、農地中間管理機構に対して、農用地利用集積等促進計画案の作成を要請したいので審議を求めるものです。

14 ページをご覧ください。

整理番号 16 番から 19 ページの 24 番は、一括方式による所有権移転となります。

申請事由は経営拡大によるものです。

なお、県による公告は令和 7 年 12 月 11 日予定です。

件数は 9 件、面積 63,949 m²、田 19 筆 21,318 m²、畑 25 筆 42,631 m²です。

続いて、20 ページをご覧ください。

整理番号 6 番から 24 ページの 15 番は、一括方式による賃貸借の利用権設定です。

この度、契約期間が満了するため、契約の更新を行うものです。

件数は 10 件、面積 50,572 m²、田 32 筆 42,130 m²、畑 1 筆 8,442 m²です。

今回、申請のあった案件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

それでは、所有権移転の 16 番、19 番から 24 番、利用権設定の 6 番から 15 番について、質疑、ご意見を求めます。

何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長	次に、所有権移転の 17 番、18 番については、10 番 外川 委員に関する案件ですので、議事参与の制限の規定に準じ、外川委員に退席を求めます。 (外川委員 退席)
議長	それでは、所有権移転の 17 番、18 番について、質疑、ご意見を求めます。 何か、ございませんか。 (「なし」の声あり)
議長	ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。 外川委員の入室を許可します。 (外川委員 着席)
議長	次に、報告 2 件について、事務局に説明を求めます。
阿保主事	25 ページをご覧ください。 報告第 15 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について、農地法施行規則第 68 条第 1 項の規定により、合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。 総会資料とは別に配付しております、別添 3：関連案件一覧と併せて、26 ページをご覧ください。 22 番と 23 番は他者へ売却するため、24 番は借受人へ売却するため、25 番は他者へ貸付するため解約するものです。 件数は 4 件、面積 26,736 m²、田 18 筆 26,062 m²、畑 1 筆 674 m² です。 以上です。
外川係長	続いて 28 ページをご覧ください。

報告第 16 号 市街化区域内農地の転用届出の受理について、農地法施行令第 3 条第 2 項の規定により、市街化区域内農地の転用届出を受理し、その旨通知したので、報告するものです。

29 ページをご覧ください。

4 条 1 番の届出地は 30 ページのとおり、金田小学校から西へ約 200m に位置するところです。土地利用計画は 31 ページのとおりガレージと物置の建築です。これまでも届出地の一部（点線部分）に小屋が建築されていましたが、今回解体して新たに建築するものです。

次に、32 ページをご覧ください。

5 条 1 番 2 番の届出地は 33 ページのとおり、金田小学校から西へ約 800m に位置するところです。土地利用計画は 34 ページのとおり有料老人ホームの建築用地です。

次に、3 番 4 番の届出地は 35 ページのとおり、平川市役所から東へ約 400m に位置します。土地利用計画は 36 ページのとおり駐車場の造成です。

実線部分が今回の届出地で、点線部分が先ほどの許可申請案件となります。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

報告事項ではございますが、何か聞きたいことがありましたらお願いします。

何か、ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長

ないようですので、以上をもちまして、本日の議案審議は全て終了いたしました。

よって、第 7 回総会を閉会いたします。

【閉会 14 時 16 分】